

労働者等に対する健康相談窓口を開設した。

- ・ 7月12日、保健所において環境経由の健康被害の相談も受け付けるよう通知した。
- ・ 7月15日、保健所に対して、健康相談の参考となるQ & Aを作成し送付した。
- ・ 医療関係者や産業保健関係者が相談対応する際に参考となる専門的なQ & Aを8月中に作成する。

イ. アスベストによる健康被害を発生させている事業場の離職者を含む労働者や周辺住民の不安解消のため、専門家による臨時の相談窓口を各地に開設する。(8月22日に兵庫(尼崎)で開設。以降9月5日までに、大阪、神奈川、岐阜、岡山、佐賀、奈良で順次開設。)

ウ. アスベスト関連疾患の診断・治療の中核となる医療機関として、診断・治療の体制が整備された22の労災病院に「アスベスト疾患センター」を設置し、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診断・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行う。(9月1日設置予定)

エ. 専門家チームにより、リスク評価に基づく健診対象やアスベストばく露者に対する健康管理の方法の検討を行う。(8月4日に第1回、8月19日に第2回を開催。8月31日に第3回を開催予定。9月中に結論を得る。)

○国民の一般的な不安・疑問に応えるためのQ & Aの作成・公表(文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省等)

- ・ 7月29日、Q & Aを関係省庁ホームページに掲載した。